

## 令和8年第1回女川町教育委員会会議録

1 招集月日	令和8年1月27日 (火)
2 招集場所	女川町立女川小・中学校 会議室
3 出席委員等	1番 横井 一彦 委員 2番 新福 悅郎 委員 3番 中村 たみ子 委員 4番 山内 哲哉 委員 平塚 隆 教育長
4 欠席委員	なし
5 説明のため出席したもの	教育局 局長 新田 太 教育局 参事 佐藤 拓也 教育局 次長兼指導主事 佐々木 光春 教育局 次長 櫻井 政徳 教育局 教育指導員 坂本 忠厚
6 本委員会の書記	参事 佐藤 拓也
7 開会	午前10時00分
教育長	それでは、令和8年第1回女川町教育委員会を開会します。
8 会期の決定	会期は、本日1日限りといたします。
教育長	会期は、本日1日限りといたします。
9 前回会議録の承認	はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。 既に配付されておりますが、委員の皆様方何かお気付きの点はありませんでしようか。 無いようですので、承認とさせていただきます。
10 会議録署名委員の指名	教育長 1番 横井 一彦 委員 2番 新福 悅郎 委員 よろしくお願ひいたします。
11 議事	それでは、議事に移りたいと思います。 はじめに、議案第1号「女川町教育委員会表彰被表彰者の選考について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長	議案第1号は、人事に関する議案ですので、秘密会で審議した

	いと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長	暫時休憩します。 (秘密会)
教育長	休憩前の議事を再開します。 議案第2号「女川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	ただ今、議題となりました、議案第2号「女川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」をご説明申し上げます。 公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正が行われ、令和7年6月に公布されたことに伴い、優れた人材確保に向け、教育職員の処遇改善とともに、学校の働き方改革を一層推進することが規定されました。 この法律の施行により、教育委員会において、文部科学大臣が定める指針に基づき、服務を監督する教育職員に係る、働き方改革に関する計画を令和8年4月1日までに策定することが義務付けられました。 計画の内容といたしましては、達成しようとする目標、業務量管理、健康確保措置の内容、その他実施に対し必要な事項を定めることとしております。 また、本計画は、教育委員会と首長部局が連携し取組を進めるとしており、県教育委員会は、市町村教育委員会に対し必要な指導、助言を行うよう努めるものとしております。 次に、計画に定める目標ですが、時間外在校等時間に係る目標値、及びワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定いたします。 国の指針に示されております学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の適正化等の措置や、その他計画に推進することが重要と認められる措置を具体的に設定することとしております。 最後に、計画の期間ですが、令和8年4月から令和12年3月までの4年間としております。 詳細につきましては、担当職員からご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤参事	<p>それでは、今、局長から説明のありましたことについて、資料を用いて説明させていただきます。まず、制度の概要といたしましては、給特法の一部が改正されまして、学校教育の質の向上に向けて、教員に優れた人材を確保する必要があること、教員の待遇改善とともに、学校における働き方改革を更に加速させることが規定されました。</p> <p>その中の改正法附則では、政府といたしまして、令和11年度までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標とし、その目標に向け、部活動の地域展開等を円滑に進めるための財政的な援助などの措置を講ずるといった内容が盛り込まれております。</p> <p>教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、服務を監督する教育職員に係る、働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務付けられました。改正後の給特法第7条において、文部科学大臣が指針を定める旨を、第8条において、教育委員会は、働き方改革に関する計画を策定、公表、総合教育会議で報告することが規定されております。</p> <p>文部科学省から出されました指針の改正のポイントを示した資料となります。ポイントとしましては、1から5まであります、まず1については、働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加となっております。</p> <p>次に2としては、改正はなく、これまでと同じとなります。在校等時間や上限時間についての記載がされております。今回の計画策定に關係するということで、ポイントとしております。今回の計画に大きく關係する部分としましては、3と4となります。3としまして「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定があり、服務監督教育委員会は、国が定めた本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、実施計画、毎年の実施状況を公表し、総合教育会議へ報告する。</p> <p>政府といたしましては、令和11年度までに1か月の平均在校等時間を30時間程度に削減すること、80時間を超える教育職員を早急になくすることを目標とし、具体的には、1か月の時間外在校等時間が45時間以下の職員の割合を100%とすること。1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を平均で30時間程度とすること。1年間の時間外在校等時間を360時間以下とすることを目標としています。</p> <p>それに加えまして、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働き</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

がい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて可能な限り設定することが目標とされております。

その内容は、服務監督教育委員会が講すべき措置について示されておりまして、教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施する必要があることから、学校と教師の業務の3分類や学校業務の適正化等に関する内容をこの計画に記載するものとしています。

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表についてですが、服務を監督する全ての教育委員会がそれぞれ策定することになり、県教育委員会は県立学校について策定、市町村教育委員会は小中学校等について策定することになります。

計画の内容につきましては、「達成しようとする目的」、「業務量管理・健康確保措置の内容」、「その他実施に関し必要な事項」を含むものとされております。

計画の策定時期等については、令和8年4月1日施行となっていることから、令和8月4月1日までに計画策定が必要となります。

計画の公表についてですが、計画を策定・変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表、総合教育会議において報告する。毎年度、実施状況（目的達成状況を含む）をインターネット等で公表、総合教育会議において報告するとなっています。

その他といたしまして、地方公共団体において、教育委員会と首長部局が連携した取組を進める。県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画策定等に必要な指導、助言等を行うよう努めるものとされております。

今回策定する計画に定める目標としましては、時間外在校等時間に係る目標ということで、政府として、令和11年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定すること。ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を地域の実情において可能な限り設定することとされております。

計画に定める措置の内容になりますが、国の指針に定められています「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて、業務の適正化やその他計画的に推進することが重要と認められる措置を具体的に今回の計画に盛り込み、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、「学校と教師の業務の3分類」について、優先的に「業務量管理・健康確保措置

「実施計画」に反映するものとされており、学校以外が担うべき業務5項目、教師以外が積極的に参画すべき業務8項目、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務6項目、合計19項目が示されています。資料では、この中から今回本町が策定した計画に盛り込んだ13項目に赤丸をつけています。

今後の流れになりますが、本日、教育委員会へ上程させていただきまして、2月18日開催予定の第2回総合教育会議において報告。4月1日、町ホームページにおいて公表。令和9年度以降は、総合教育会議において、実施状況等報告、公表という予定で考えております。

最後に、本町の実施計画の構成となります。

構成につきましては、国から基本的なひな形が示されておりますので、ひな形に即した形で策定させていただいております。まず初めに計画の趣旨、現状を記載し、2番目に国の指針に基づき設定された目標、3番目に計画の期間、4番目に実施する業務量管理・健康確保措置の内容、最後に関連する取組、今後のフォローアップについてという構成としています。

(女川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明)

以上、今回策定しました計画についての説明とさせていただきます。

ただ今、教育局長から提案理由の説明、佐藤参事から計画についての説明があったところでございますが、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

新福委員お願ひします。

私も教育行政に関わっておりますので、今、教員の仕事が不人気、志望する学生が減ってきたということで、その大きな原因是、教員の働き方のブラック化みたいなところがあるということで、こういう取組を国主導で教育委員会が各地で繰り広げていくというのは、今後の教員養成という意味でも、高い資質の教員を採用して、そして、そのことが子供たちの効果的な教育活動につながるということで、非常に私はこの取組はいいなと思っているんですが、一つ、「学校と教師の業務の3分類」で、女川の教育委員会が重点的に取り組もうとしているものの中で、学校以外が担うべき業務、これは、教師が本来はやるべきものではない業務なので、先生たちがボランティア的なところもあ

ってやっているところだというふうに思うのですが、赤丸が付いていない「学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）」のところですね。これがどうして入っていないのかなというふうに思ったのですが、女川小・中学校では、これはもう既に達成されているということなんでしょうか。

佐藤参事

こちらにつきましては、これまで学校給食費が主なものと考えておりまして、次年度から、学校給食費が無償化になるということで、給食費の徴収・管理に係る負担は減るのではないかということ。本町の場合、修学旅行の費用についても、町が全額補助をしており集金の負担が発生しておりません。残るものとして教材費が考えられますが、教材費を町の歳入歳出予算に取り込むというのは、その費用の性格上、そぐわないのではないかということもあり、本町としましては、今回は入れないという方針としました。

新福委員

ということは、女川小・中学校では、特に教師の業務として大きな負担ではないという状態なんですか。

私も現場にいた時に、お金の関係は結構大変で、お金が合わなかつたりするとすごく大変な状況だったので、そういうことを考えると、ここは一切関わらないような状況に将来的にはやつていくべきではないかなというふうに思っています。

教育局長

来年度から佐藤参事の説明のとおり給食費の集金はなくなる見込みなのですが、教材費、学年費は残ります。口座振替による徴収システムを導入する予定としておりまして、現金そのものを教職員等が扱わないようにします。これまでと比較すれば、かなり業務の改善にはなるのかなというふうに考えております。

分かりました。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

新福委員  
教育長

今、新福委員からお話があったとおりなんですけれども、非常に国主導でこういった取組をするというのはすごくいいことだなと思っています。

この内容を見ると、すごく教員の負担を避けるために地域住民ボランティアを活用するみたいな書き方をしています。もちろんPTAの保護者の方の参画というか、協力を得るということがすごく見えるなと思うんですけれども、現状として、例えば登下校の見守り一つ取っても、地域ボランティアの人材不足というか、代わりになる人や、もうちょっと増やしたいみたいなどころも非常に難しい現状で、これぐらい地域ボランティアの協力

を得るボリュームを期待している中で、本当に沿うのかなというのが非常に心配というか、その辺のめどが立つというか、何かこういうふうな考え方、もちろん呼びかけをして参画してもらうというのはあるんでしょうけれども、そういうものはあつたりするのか聞かせていただければと思います。

教育局長  
おっしゃるとおりです。こちらとすれば、いわゆるお願ひベースで、ご説明の上、協力者を募るという形に尽くるかと思います。もちろんPTAをはじめ、行政区長会、または、すばらしいおながわを創る協議会から働きかけをして、いわゆるボランティア人材の確保には努めていきたいと考えています。

ただ、ご懸念されているとおり、人が集まるのかどうかという話になりますので、そこは私たちとしても積極的に協力いただけるよう、丁寧な説明をしたいというふうに思っております。

これは、ボランティアの方の学校への出入りもあるということですね。そうすると、今までのセキュリティのハードルもちょっと下げなければならないとか、いろいろな課題が見えるのではないかと思います。本町に関しては、意外と顔パスみたいなこともなくはないと思うのですけれども、非常に難しい部分もあるなと思うので、それをどういうふうに課題に対応していくのかなと。時間もかかるし、多分コストもかかるなと思っていました。

そこは、最低限、ルール決めというのか、セキュリティに関してはもちろんあいまいにできるものではないので、そこはきちんとルール決めをしていきたいと思います。

ありがとうございます。

私からも、ひと言。

今までも本町については、スクールサポートという部分においては、さまざまなところで町内外の方々を含めてたくさんの方々に入ってきていただいているんですよね。さらにという部分が多分おっしゃっている部分かなと思うのですけれども、他市町に比べても、かなりの数の方々がもう既に学校に入ってもらっているという現状もあるんですよね。そういうことを含めて、学校とともにこれからさらにという部分で考えていきたいなというふうに思っています。いろいろなところで時代も変わってきていて、潮活動の例えばゲストティーチャーというか、その方々、東北大学の先生方もなかなか厳しいとか、いろいろなものが変わってきてている中で、さらにどう変化をつけてお願ひしていくかという部分について、我々も考えながら進めていきたいと思

山内委員

教育局長

山内委員

教育長

いました。

よろしいですか。

山内委員

文部科学省からの通達で、先生のためにいい取組をしたいと思うんだけど、あとは、あなたたちでボランティアとかを探してうまくやつたらみたいな感じで言われて、それは現場を分かっていなさすぎじゃないですかみたいな、またそのパターンなのかなと思うと、本当に各教育委員会が大変な思いをするのだろうと思います。できる限り協力させていただければなと思います。部活動の地域展開等を円滑に進めるための財政的な援助などの措置を講ずるということも言っていますので、その辺少し期待したいなというふうに思います。

教育局長

ほかにございませんか。

教育長

横井委員

山内委員の感想と全く重なるんですけど、計画ではきれいにあれもこれも全部やってくださいと。非常にいいんですけど、今おっしゃるように、例えば、計画の中の文言に事務職員と入っていますよね。これは、事務職員が対応可能な業務は、事務職員にお願いしようということなのかと思いますが、事務職員は、各先生方から、これお願い、あれお願いと全部引き受けるくらいの余力があるんですかという感じ。それは無理だと。今でも無理なことと思うんです。今いろいろな方々が、例えば交通安全指導でも、地域の方々がこの寒い中、朝早くからとか、夕方とか、風の強い日でも頑張ってやっている中、父兄の方も、自分の子供だけを送ってくる、そのあとすぐに帰られるという状況を見ていると、確かにお願いできる余地はまだあるのかなと思うんですけど、じゃあ本当にそういう P T A の方々が、昔みたいに連番制で毎日のようにグループでやりましょうという時代だと、そういうことも結構可能だった時代もあるんですけど、今見ていると、車で送ってきて自分は忙しいからと言ってすぐに帰る。どちらかというと、子供の安全よりも、校門のところから出てくるのを見ていると、これでいいのかなと。何か一つ事故がない限りこういう感じは止まらないんだろうなと思うぐらい、それぞれのルールで、中で右に曲がったり左に曲がったり、そういうのを見かけることが多いので、いろいろな人の協力を仰ぐということは、今度、当然のように連絡、あるいは会議、そういうのが当然のように多くならざるを得なくなるので、ほかにお願いすればするほど、さっぱりしたというよりも、気にしなければならない部分がまたいっぱい増えるのかなというところもあると思います。今までもしそれが可能だったら、多

分結構できていたはずだなと思うことが、こうやって文言化されて、ここに並ぶと、ほかから見ただけだと当然多いので、一個一個これをお願いしますねと、例えば教頭先生にあまり負担をかけないようにといふこと一つにしても、学校の要である教頭先生が何も把握していないみたいな形になりかねないとなるので、そういうことを含めると、連絡体系とか共通の認識を持つための会議や連絡の方法とか、余計複雑になりはしないかと。難しいところがいっぱい、号令がかかるのはいいことなんですが、実現は相当難しいのではないのかなというのが率直な印象です。

教育長

これを一発で全部という形での計画ではないということですね。どうしても時間をかけなければいけない、軽重をつけながらといふ言葉が正しいのかどうか分かりませんけど、長く長期的な展望に立ってやるものと、短期的にここはできるというところから進めていくという部分での進め方しかないのかなというような部分があります。

教育長

策定的には、今策定して、令和8年から11年で一つの、そこまでには何とかという部分で作ってはいるんですけど、なかなか、おっしゃるように課題が山積されている部分というのは本町だけではないと思うんですよね。

一番は、子供たちというより、先生たちの業務負担という部分が一番大きい部分なので、いかに新福委員がおっしゃったように負担をかけないようにと。

ただ、現場にいた人間としてつくづく思うのは、校長の時に早く帰れと言っても、実情としてなかなか先生方は帰らないわけです。定時退学日を週1回設定し、月に4回は、早く帰りましょうとしたこともあります。今回策定した計画の中にもあるのですが、結果的に家に帰って教材研究をしなければならなくなるんですという職員がいっぱい出てきて、今までやっていた明日の授業の準備がなかなかままならないというか、そういう声がたくさん上がってくるわけです、それをやればやるほど。非常にそのバランスが難しいなど。ほかの業務についても一緒だろうなと思うんですよね。形式的にうちは守っていますと言うんだけど、学校でやってきたことを家に持つて帰つて教材研究を始めるという先生も出てきた時に、もしかすると、そのあたりのバランスですよね。難しいものがいっぱいあります。だから、学校から早く帰りなさいということはできるかもしれない。ただ、問題なのは、それで終わりじゃないということは、学校の教員

	<p>たちはそうなんですね。 中村委員いかがですか。</p> <p>教職員という立場であった者からすると、本当にありがたい制度ではあるかなというふうに思います。</p> <p>ただ、先生方の業務はここからここまでと線引きできるような仕事内容ではないわけですよね。だから、その仕事内容をいかに効率的に進めさせるかというのが大事なのかなというふうに思うんですね。そういうことも考えていただきながら、先生方の業務に対して管理を進めていってもらえればと思います。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今日は、まず、こういう形でということで上程させていただきました。2月の総合教育会議では、この流れで話を説明させていただくというところで考えています。今日言い切れなかった部分もあるかと思いますので、その時にまたということで、この部分についてはよろしいですか。こういう形で進めてまいりたいということでご理解いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、議案第2号は承認されました。</p> <p>議事は、以上です。</p>
12 報告事項	<p>次に、「報告事項」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、私から報告いたします。</p> <p>2026年の半年の1年が始まりました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年も変わらぬご指導・ご支援を賜りますことを心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>年明け最初の教育委員会ということなんですけれども、年末年始、休みが入ったことと、あまり大きな事件もなく、平穏に過ごせたこと也有って、レジュメ1枚ということで今回まとめさせていただきました。お許しいただきたいと思います。</p> <p>まず、昨年のことですが、12月25日（水）、本年度2回目となる女川町小中連絡協議会を行いました。</p> <p>私は議会のため出席できなかったのですが、向学館の第2学期の活動と今後の活動方針等についての説明が有って、その内容</p>

に沿って、子供たちの活動の様子や現状について意見交換を行ったということありました。

1月8日（木）、第3学期の始業式ということで、我々も朝のあいさつ運動に参加してきました。

中学校3年生、もう始まっているんですけども、いよいよ高校入試が始まっています。インフルエンザがこの前もすごく流行したものですから、新型コロナウイルス感染症の再流行がなければいいなと思っているのですが、今のところは、その兆候は見られません。元気に頑張っているという状況であります。

続いて、関係行事と今後の予定ということで、1月の主な事業について記しましたので、口頭で報告をさせていただきたいと思います。

まず、1月11日（日）、恒例の10,000人寒げい古ということで、本年度も、女川町内外から柔道、合気道、そして今年度から剣道の関係者の方々にもお集りをいただいて、初けい古を行いました。保護者の方を含めて、私4年目で一番多かったです。60名以上の方々に集まっていました。

同日午後、令和8年の女川町成人式を行いました。

委員の皆様にもご参加をいただきまして、ありがとうございました。

参加者が、町内出身者が24人、ベトナムからの技能実習生が3人ということで、例年に比べて少ないかなと感じたのですが、昨年同様、新成人の人の話を聞く姿勢とか、立派な成人式だったなというふうに思っています。

1月14日（水）、本年度第3回目となる社会教育委員の会議を行いました。昨年10月から今月までの事業の実施状況、今後の事業について、ご意見やご感想をいただきました。

1月21日（水）、第2回目となるブロック会議でした。教職員の人事作業がいよいよ大詰めの時期を迎えていました。

管理職の昇任等を含めて、詳しいことについては、次回、2月の会議で報告させていただきたいと思っています。

昨日、1月26日（月）は鯨肉給食でした。今年も町長と第4学年の子供たちと一緒にいただきました。貴重な鯨肉だったのですが、おいしくて、かみしめていただきました。

1月30日（金）に中学校第2学年で立志の会があって、参加させてもらう予定だったのですが、私は教育長会議があるので、残念ながら欠席となりそうです。

女川小学校・女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上

教育局長

がってきたものについて、詳しいことについては後ほど協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。

結びになりますが、今年も、認定こども園、それから、社会教育施設の開園に向けての準備。第2回目のカタール国への生徒派遣事業。そして、町制施行100周年におけるイベントの開催等、忙しくなりそうだなと思いつつ、やはり心身の健康あってこのものと心得て、最善の留意を行いつつ、しゅくしゅくと物事を進めていければいいなというふうに思っています。

どうぞ皆様、今年1年よろしくお願ひ申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続いて、教育局長から報告させます。

それでは、私から学校教育関連のことについてご報告させていただきます。

まず、日程関係ですけれども、実施済みのものについては、ご覧のとおりとなります。

今後の予定でございます。

1月28日（木）午後5時30分から子ども・子育て会議がございます。私が出席いたします。

1月30日（金）、管内教育長会議が石巻合同庁舎で行われます。教育長出席でございます。

同じく、30日（金）、石巻地区社会教育協会研修会、午後6時から石巻市で行われます。こちらも教育長が出席でございます。

2月4日（水）、管内教育長会議が合同庁舎でございます。教育長出席でございます。

来月は、2月6日（金）が定例教育委員会となりますので、よろしくお願ひいたします。

同じく、6日（金）です。いじめ問題対策連絡協議会が午後2時から女川町庁舎で行われます。

2月10日（火）、いじめ問題対策調査委員会が女川町庁舎で行われます。

追加となります、1月29日（木）、へき地等教育懇談会・功労者表彰式。それから、2月3日（火）の宮城県市町村教育委員・教育長研修会、よろしくお願ひいたします。

その他といたしまして、令和8年度の奨学金の申込み受付が2月2日（月）から2月いっぱい行われる予定となります。

続いて、生涯学習事業・体育振興事業になります。

生涯学習事業、家読推進事業でございますが、まず、つながる図書館で「本の福袋とスタンプラリー」のイベントを実施中でご

ざいます。2月28日（土）まで、石巻市図書館と東松島市図書館と連携して行っております。

家庭教育支援ということで、今後、5回の予定でご覧のとおりの事業を計画しております。

被災者支援総合交付金「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」ですが、まず、「おながわ放課後楽校」特別講座、2月9日（月）に工作教室を予定しております。

また、まなびっこ・特別講座、2月21日（土）・22日（日）に将棋教室、茶道体験、フラダンス教室を予定しております。

青少年教育事業ですけれども、2月8日（日）にジュニア・リーダーの研修会・定例会、24日（火）に定例会を予定しております。

体育振興事業になります。

2月のイベントですけれども、定期的な事業のほかに、2月21日（土）に女川町スポーツ指導者研修会が総合体育館にて行われます。

また、その他の大会予定となりますが、2月1日（日）、まちなか交流館において、女川町スポーツ協会・女川町スポーツ少年団本部表彰式が行われます。教育長が出席予定でございます。

その他の大会等については、資料のとおりでございます。

以上です。

報告は以上となります、委員の皆様から、ただ今の報告事項についてご質問、ご意見はございませんか。

（「ありません」の声あり）

それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。

### 13 その他の

教育長

それでは、「その他」に入ります。

何かその他で報告等ございますか。

なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長

それでは、再来月の日程を組ませていただきます。

〔3月24日（火）午前10時からということで調整〕

教育長

それでは、3月の教育委員会は、3月24日火曜日午前10時からということで、組ませていただきます。

併せて、ご存知かと思うのですが、第2回総合教育会議が2月18日（水）午前10時からになります。

今考えている議案として、先程上程させていただいた「女川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

について」の案と、町制施行100周年事業について、3つ目が、カタール国への第2回生徒派遣事業についての素案、こういう計画で進めていきたいということを議案に持つていこうかと思っていました。

流れ的には今日と同じ形で説明させていただくのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

併せて、今の予定なのですが、町の教職員の離任式が3月30日(月)の予定でいます。

それでは、ほかにございませんか。

なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

14 閉会 午前11時10分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

議案第1号「女川町教育委員会表彰被表彰者の選考について」  
(承認)

議案第2号「女川町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事 佐藤 拓也

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和8年2月6日

会議録署名委員

1番委員

横井一彦

2番委員

新福悦郎